

平成 30 年 12 月 19 日

西宮市政記者クラブ 各位

西宮市健康福祉局
福祉総括室法人指導課長

指定障害福祉サービス及び指定介護保険サービス事業所への監査の結果について

標記の件について、特定非営利活動法人西宮がすきやねんが運営する事業所に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 48 条第 1 項及び第 81 条第 1 項並びに介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。）第 76 条第 1 項の規定に基づく監査を行ったところ、介護給付費等の過誤請求等の事項が見受けられたため、法人に対しその結果を通知しましたのでお知らせします。

記

1 対象事業者

- (1) 法人名 特定非営利活動法人西宮がすきやねん（以下「法人」という。）
- (2) 代表者 理事長 吉田知英
- (3) 所在地 西宮市染殿町 10 番 5 - 301 号

2 対象事業所

ア. 特定非営利活動法人西宮がすきやねん（本部）

- (1) 所在地 西宮市染殿町 10 番 5 - 301 号
- (2) 事業の種類及び指定年月日
 - 障害者総合支援法関係
 - ・居宅介護（平成 18 年 10 月 1 日指定）
 - ・重度訪問介護（平成 18 年 10 月 1 日指定）
 - ・移動支援（平成 18 年 10 月 1 日指定）
 - 介護保険法関係
 - ・訪問介護（平成 26 年 4 月 1 日指定）

イ. あおば生活ホーム

- (1) 所在地 西宮市桜谷町 11 番 47 号
- (2) 事業の種類及び指定年月日
 - 障害者総合支援法関係
 - ・共同生活援助（平成 22 年 4 月 1 日指定）

ウ. あおば戸田ホーム（イの従たる事業所）

- (1) 所在地 西宮市戸田町 2 番 2 - 501 号、503 号
- (2) 事業の種類及び指定年月日
 - 障害者総合支援法関係
 - ・共同生活援助（平成 22 年 4 月 1 日指定）

3 監査実施日

- 1回目 平成30年9月12日（水）
- 2回目 平成30年11月7日（水）

4 監査により判明した主な事項及び指導内容（別紙参照）

監査では、平成30年6月の状況について精査した結果、下記の事例が見受けられた。

（共同生活援助、重度訪問介護）

- ① 共同生活援助の夜間支援等体制加算（Ⅰ）の算定に当たっては、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を行う夜間支援従事者の配置が求められているところ、同法人が運営する重度訪問介護サービスの提供に夜間支援従事者が従事している事例が見受けられた。

同一人物が同一時間帯に夜間支援従事者および重度訪問介護サービスの従業者として勤務することは認められない。夜間支援従事者として勤務していたのか、重度訪問介護サービスの従業者として勤務していたのか、日毎に勤務実態を精査し、過誤調整等の方法により正しく請求し直すとともに、利用者負担についても返還を行うこと。また、その結果を西宮市に報告すること。

（共同生活援助）

- ② 夜間支援等体制加算（Ⅰ）の算定に当たっては、夜間及び深夜の時間帯において、1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者数（前年度平均利用者数）に応じて単位数が決定される。

指摘①により精査した勤務実態と前年度平均利用者数を基に、夜間支援対象利用者数を再度精査し、請求と齟齬が生じている場合は、過誤調整等の方法により正しく請求し直すとともに、利用者負担についても返還を行うこと。また、その結果を西宮市に報告すること。

なお、1か所の共同生活住居において2人以上の夜間支援従事者が夜間支援を行う場合は、それぞれの夜間支援従事者が実際に夜間支援を行う利用者数に応じて、夜間支援対象利用者数（前年度平均利用者数）を按分して算定することに留意すること。

5. 介護給付費等の返還額について

上記のとおり、共同生活援助の夜間支援等体制加算（Ⅰ）又は重度訪問介護のいずれかの給付費の返還が必要である。

- ① 共同生活援助の夜間支援等体制加算（Ⅰ）の訓練等給付費を返還する場合
平成25年度～平成30年度（9月分まで）の合計額 最大約58,600千円（※1）
- ② 夜間及び深夜の時間帯にサービス提供した重度訪問介護の介護給付費を返還する場合
平成25年度～平成30年度（9月分まで）の合計額 最大約88,700千円（※2）
併せて、共同生活援助の夜間支援等体制加算における単位数の誤りによる訓練等給付費の平成27年度～平成30年度（9月分まで）の合計額（※3）

（※1） 法人による自主精査の結果により、概算額と実額に乖離が生じる場合がある。

（※2） 重度訪問介護の介護給付費の算定の単位が時間数であり、月ごとにサービス提供の内容が大きく異なるため、概算額と実額に乖離が生じるものと思われる。

（※3） 単位数は平成27年度の制度改正により報酬単価区分が追加された。平成25年度～平成26年度の状況は把握していないが、自主精査の結果過誤があれば返還の対象となる。

注) 障害者総合支援法第 29 条の規定に基づき支給される介護給付費等の返還請求(過誤)は、地方自治法第 236 条の規定により、事業所が報酬を受け取った日(国保連合会から報酬が支払われた日)の翌日が起算日となるため、平成 25 年 9 月以前の介護給付費等の返還請求は時効により消滅している。

6 その他

- ・ 監査結果通知書は法人の代表を来庁させ、本日直接手渡しました。
- ・ 西宮市指定障害福祉サービス事業者等の指導及び監査実施要綱の規定に基づき、法人に対し監査結果通知書を受領後 45 日(平成 31 年 2 月 2 日)以内に指摘事項に対する改善報告書を提出するよう求めています。

<用語の説明>

共同生活援助(グループホーム)

利用者が地域において共同して自立した日常生活、社会生活を送れるよう支援することを目的としており、主に利用者が「朝起床後出かけるまで」と「夕方外出から帰宅後、就寝するまで」の時間帯を中心に、日常生活を援助するもの。そのため、利用者は日中活動サービス(生活介護、就労継続支援等)と組み合わせて利用することが一般的である。西宮市内においては、平成 30 年 10 月 31 日現在で 14 事業所 52 か所存在する。

夜間支援等体制加算

通常、共同生活援助のサービス提供は朝と夕方にのみ行われ、利用者が就寝していると考えられる時間帯にはサービス提供は行われず、職員の配置義務もない。そのため、夜間及び深夜の時間帯に職員を配置することで加算の対象となる。配置する職員が(Ⅰ)夜勤職員(夜間及び深夜の時間帯中常に業務を行う)なのか、(Ⅱ)宿直員(基本的に仮眠等を取っており、業務を常に行うわけではないが、常駐している)なのか、(Ⅲ)連絡体制を取っているのみ(緊急時に駆けつけられる)なのかによって報酬が変動する。また、夜勤職員(宿直員)一人がどれだけの人数を受け持つのかによっても、報酬が変動する。

重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害者若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するものにつき、比較的長時間にわたり、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援とともに、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うサービス。西宮市においては、平成 30 年 10 月 31 日現在で 132 事業所ある。

担当：法人指導課 田中 (0798-35-3045)

指摘事項解説

「4 監査により判明した主な事項 ①」

重度訪問介護と共同生活援助の夜間支援等体制加算を算定している場合の人員配置について

(原則)

夜間支援時間帯・・・22時～翌日5時を含む時間帯を各事業者が設定

共同生活援助 夜間支援従事者	夜間支援対象 利用者	重度訪問介護 従業者	
	<p>利 a 利 b 利 c</p> <p>従 A. サービス提供</p> <p>サービス提供 従 B.</p>		<p>重度訪問介護サービスは、従業者1人が利用者1人に対しサービスを提供する。</p> <p>夜間支援従事者は、夜間及び深夜時間（22時～翌日5時を含む時間帯）を通じて、夜間支援対象利用者にサービスを提供する。</p> <p>※重度訪問介護サービス等の他サービスを提供している従業者は、夜間支援従事者に就くことができない。</p>

西宮がすきやねん（事業所名：あおば生活ホーム）の場合

夜間支援時間帯・・・22時～翌日6時に設定

共同生活援助 夜間支援従事者	夜間支援対象 利用者	重度訪問介護 従業者	
	<p>同一人物</p> <p>利 a 利 b 利 c</p> <p>従 A. サービス提供</p> <p>サービス提供 従 A.</p>		<p>同一人物が同一時間帯において、共同生活援助の夜間支援従事者と重度訪問介護サービスの従業者として同時に複数の利用者に対し、サービスを提供していた。</p> <p>従事者 A は重度訪問介護従業者か、共同生活援助の夜間支援従事者か。 →事業者が勤務実態を自主精査させる。</p>

「4 監査により判明した主な事項 ②」

夜間支援等体制加算（I）の算定単位について

○報酬単価区分について

1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じて加算額を算定する。

夜間支援対象利用者2人以下：672単位

3人以下：448単位

4人以下：336単位

5人以下：269単位（以下、省略）

○夜間支援対象利用者数の計算方法

留意事項通知第二・1・（5）の規定を準用して算定する。

→「加算等・・・算定要件を算定する際の利用者数は、前年度の平均を用いる」

※現に入居している利用者の数ではない。

○前年度平均利用者数の計算方法

前年度の全利用者の延べ人数÷前年度の開所日数

※入所等した日を含み、退所等した日は含まない。

あおば生活ホーム（男性用グループホーム）の前年度平均利用者数は、
（a氏365日＋b氏343日＋c氏171日＋d氏207日＋e氏315日）÷365日
＝1,401日÷365日＝3.83→**3.9**

○夜間支援等体制加算算定の計算方法

①夜間支援対象利用者5名に対し夜間支援従事者が1名の場合

前年度平均利用者数3.9 → 報酬単価区分は「4人以下（336単位）」×5名分

②夜間支援対象利用者5名に対し夜間支援従事者が2名の場合

前年度平均利用者数を夜間支援従事者1人が実際に支援を行っている利用者数に応じて按分し、それぞれの従事者の報酬単価区分を算定する。

前年度平均利用者数×（夜間支援従事者1名当たりの支援人数／現在の利用者数）＝報酬単価区分

（例1）

あおば生活ホームにおいて、夜間支援従事者2名が利用者全員を支援する場合

$3.9 \times 2.5 \text{人} \div 5 \text{人} = 1.95 \text{人}$ → 報酬単価区分は「2人以下（672単位）」×5名分

（例2）

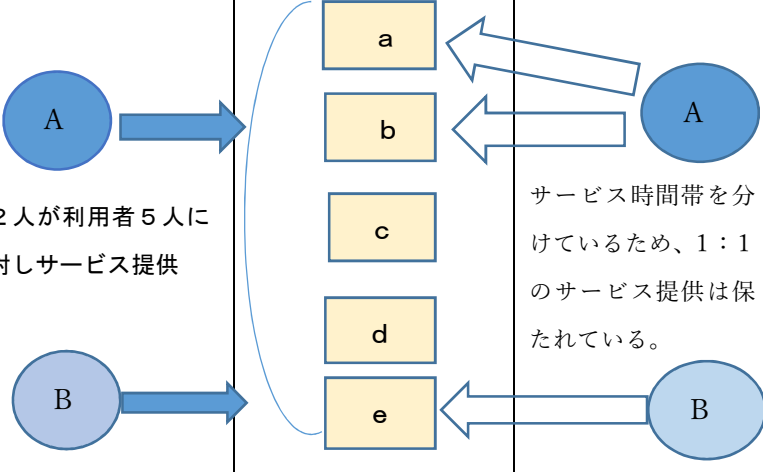
あおば生活ホームにおいて、夜間支援従事者2名のうち1名が利用者3名を、1名が利用者2名を支援する場合

$3.9 \times 3 \text{人} \div 5 \text{人} = 2.34 \text{人}$ → 報酬単価区分は「3人以下（448単位）」×3名分

$3.9 \times 2 \text{人} \div 5 \text{人} = 1.56 \text{人}$ → 報酬単価区分は「2人以下（672単位）」×2名分

具体的事例

6月1日22時～6月2日6時「あおば生活ホーム（男性ホーム）」

共同生活援助 夜間支援従事者	夜間支援対象 利用者	重度訪問介護 従業者	
 <p>2人が利用者5人に対しサービス提供</p>	<p>a</p> <p>b</p> <p>c</p> <p>d</p> <p>e</p>	<p>サービス時間帯を分けているため、1:1のサービス提供は保たれている。</p>	<p>夜間支援時間帯に、A、Bが配置されている。</p> <p>しかし、2人とも、同一時間帯に「重度訪問介護従業者」と「共同生活援助の夜間支援従事者」として勤務しているが、どちらかのみ認められる。</p>

事業所が勤務実態を自主精査した結果により、複数の返還パターンが発生する。

① A、Bが重度訪問介護の従業者である場合

（夜間支援等体制加算）

夜間支援従事者は0人となるため、この日の夜間支援等体制加算が全額返還となる。

② A、Bのどちらかが夜間支援従事者、もう1方が重度訪問介護従業者である場合

※ここでは、Aが重度訪問介護従業者、Bが夜間支援従事者とする

（夜間支援等体制加算）

夜間支援従事者が1人となるため、加算の単位を「従事者1：利用者2（672単位）」ではなく、「従事者1：利用者4（336単位）」（前年度平均利用者数3.9人のため）が適用されるため、その差額（672-336=336単位分）が返還となる。

（重度訪問介護）

Bの提供していた重度訪問介護が返還となる。

③ A、Bがいずれも夜間支援従事者である場合

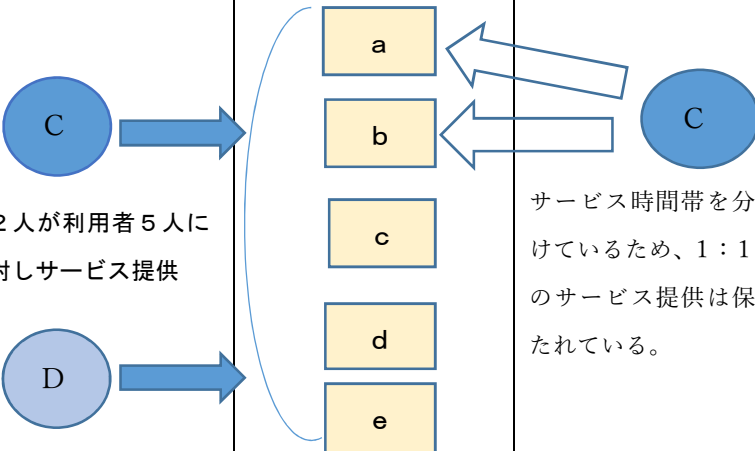
（重度訪問介護）

重度訪問介護の従業者が0人となるため、この日の提供サービス分は全額返還となる。

（夜間支援等体制加算）

前頁の例による夜間支援対象利用者5人に対する夜間支援従事者2人の体制により返還が発生する。

6月3日 22時～6月4日 6時「あおば生活ホーム（男性ホーム）」

共同生活援助 夜間支援従事者	夜間支援対象 利用者	重度訪問介護 従事者	
 <p>2人が利用者5人に対しサービス提供</p>	<p>a</p> <p>b</p> <p>c</p> <p>d</p> <p>e</p>	<p>サービス時間帯を分けているため、1：1のサービス提供は保たれている。</p>	<p>6月3日 22時～6月4日 6時の夜間支援時間帯に、C、Dが配置されている。</p> <p>Cは、同一時間帯に「重度訪問介護従事者」と「共同生活援助の夜間支援従事者」として勤務しているが、どちらかのみ認められる。</p> <p>しかし、Dは夜間支援時間帯を通じて「共同生活援助の夜間支援従事者」に従事している。</p>

事業所が勤務実態を自主精査した結果により、複数の返還パターンが発生する。

① Cが重度訪問介護の従事者である場合

（夜間支援等体制加算）

夜間支援従事者が1人となるため、加算の単位を「従事者1：利用者2（672単位）」ではなく、「従事者1：利用者4（336単位）」が適用されるため、その差額（672-336=336単位分）が返還となる。

② Cが夜間支援従事者である場合

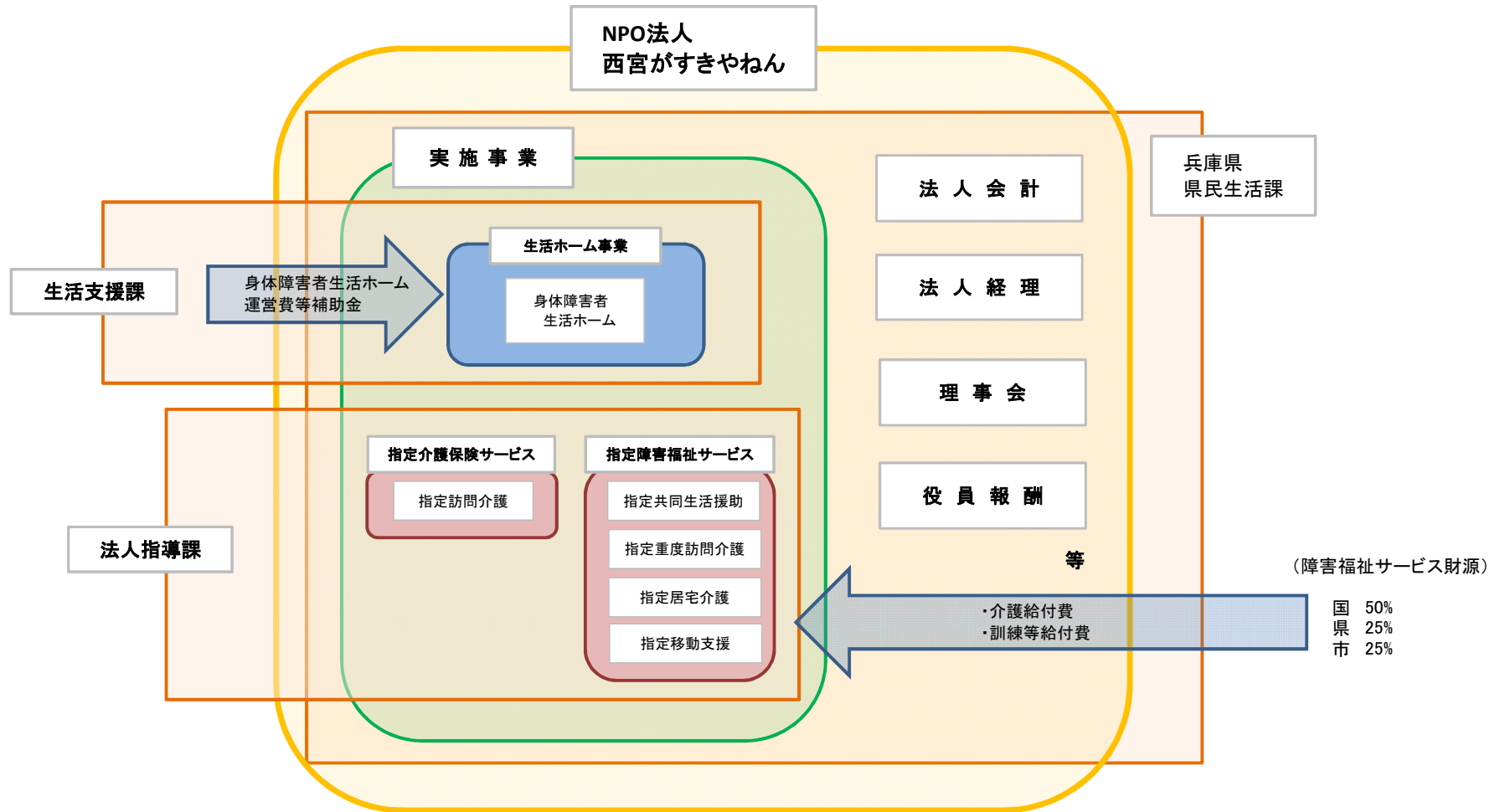
（重度訪問介護）

重度訪問介護の従事者が0人となるため、この日の提供サービス分は全額返還となる。

（夜間支援等体制加算）

前頁の例による夜間支援対象利用者5人に対する夜間支援従事者2人の体制により返還が発生する。

(参考資料) 法人への権限範囲図



権限部署	根拠法令	検査項目
兵庫県県民生活課	特定非営利活動促進法第41条	NPO会計全般
西宮市生活支援課	補助金等の取扱いに関する規則第13条	生活ホーム事業全般及び身体障害者生活ホーム運営費等補助金等
西宮市法人指導課	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第48条	指定障害福祉サービス及び指定介護保険サービスに係る運営、報酬請求等